

## 沼津市手数料条例の一部改正について

沼津市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月9日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

## 沼津市手数料条例の一部を改正する条例

沼津市手数料条例（平成12年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中

戸籍の全部事項及び個人事項の証明の交付	1通につき 450円（個人番号カードを利用して、端末機等から交付を受ける場合にあつては、1通につき 350円）	を
戸籍の一部事項の証明又は謄本、抄本の交付	1通につき 450円	
除かれた戸籍の全部事項及び個人事項の証明又は謄本、抄本の交付	1通につき 750円	
戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付（戸籍法（昭和22年法律第224号）第120条の2第1項に規定する請求に対する交付を含む。）	1通につき 450円（個人番号カードを利用して、端末機等から交付を受ける場合にあつては、1通につき 350円）	」
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行	1件につき 400円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下別表第1項の表において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電	

	子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	に、
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付（戸籍法第 120条の 2 第 1 項に規定する請求に対する交付を含む。）	1 通につき 750円	
除籍電子証明書提供用識別符号の発行	1 件につき 700円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	

戸籍の届出若しくは申請の受理の証明又は戸籍法（昭和22年法律第 224号）第48条第 2 項（同法第 117条において準用する場合を含む。）若しくは第 126条で定める書類に記載した事項の証明	1 通につき 350円	を
--	-------------	---

戸籍の届出若しくは申請の受理の証明、戸籍法第48条第 2 項（同法第 117条において準用する場合を含む。）若しくは第 126条で定める書類に記載した事項の証明又は同法第 120条の 6 第 1 項で定める届書等情報の内容の証明	1 通につき 350円	に、
--	-------------	----

戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）で定める書類の閲覧	1件につき 350円	を
--	------------	---

戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）で定める書類の閲覧又は同法第120条の6第1項で定める届書等情報の内容を表示したものの閲覧	1件につき 350円	に
--	------------	---

改める。

別表第11項の表備考、別表第11の6項の表、同表備考及び別表第11の7項の表中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

#### 付 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、別表第11項の表備考の改正規定、別表第11の6項の表の改正規定、同表備考の改正規定及び別表第11の7項の表の改正規定は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（令和6年4月1日）から施行する。

#### 「提案理由」

戸籍法の一部改正に伴い、本籍地以外での戸籍証明書等の交付及び戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に係る手数料を定めるとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、条例中の引用法律名を改めるほか、所要の改正を行うものである。